

日 時：令和 8 年 7 月 1 日（水）13:00～

場 所：個人情報保護委員会 委員会室

出席者：手塚委員長、清水委員、藤本委員、木田委員、藤村委員、小笠原委員、宍戸委員、
新保委員、藤井委員

佐脇事務局長、西中事務局次長、小川審議官、津村審議官、戸梶総務課長、
香月参事官、日置参事官、在津参事官、片岡参事官、安蒜参事官

○戸梶総務課長 定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、全委員が御出席です。

以後の委員会会議の進行につきましては、手塚委員長にお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○手塚委員長 ただいまから、第361回個人情報保護委員会を開催いたします。

本日の議題は二つです。

議題 1「情報連携の対象となる独自利用事務の事例等の追加について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 情報連携の対象となる独自利用事務の事例等の追加について御説明いたします。

資料 1 の「1 独自利用事務の情報連携とは」を御覧ください。地方公共団体は、番号法第 9 条第 2 項の規定により条例で定める独自利用事務において、個人番号を利用することができます。また、独自利用事務のうち委員会規則に定める①及び②の要件を満たすと個人情報保護委員会が認めた事務については、他の行政機関等と情報提供ネットワークシステムを用いた情報連携を行うことが可能となります。

つづいて、「2 地方公共団体からの要望の状況」を御覧ください。今年の 2 月から実施した要望照会において、11 団体から計 24 件の要望を受け付けました。このうち委員会規則に定める要件を満たすものについて、要望団体及び関係府省と調整の上、3 及び 4 のとおり事例等を追加することといたしました。

なお、ほかの要望については、既存の事例で情報連携が可能なものや、現行の法令上、情報連携が認められていない利用特定個人情報の追加を求めるもの等でしたので、要望団体に対し、その旨回答しております。

「3 独自利用事務の事例の追加」を御覧ください。これまで「情報連携の対象となる独自利用事務の事例」として 42 事例を公表してきたところ、地方公共団体からの要望を受け、表のとおり「保育所等の利用の調整又は要請に関する事務」の事例を追加することといたします。

つづいて、「4 準ずる先の法定事務の追加」を御覧ください。地方公共団体からの要望を受け、表のとおり、既存の事例「㊸介護サービス等利用者負担軽減に関する事務」について、利用特定個人情報提供省令第 2 条の表 131 の項を、準ずる先の法定事務として追加することといたします。また、現在、本事例と同様に同表 132 の項に準ずる独自利用事

務とされている事例⑳及び㉔についても、131の項を準ずる先の法定事務として追加することといたします。

「5 情報連携開始時期」を御覧ください。事例及び準ずる先の法定事務の追加を反映した情報連携の開始時期は、令和9年6月からを予定しております。

最後に、別添資料につきまして、別添1では「情報連携の対象となる独自利用事務の事例について」の更新案を記載しております。また、別添2は、要望を受けて事例及び準ずる先の法定事務を追加した後の事例の一覧になります。

御説明は以上です。

○手塚委員長 ありがとうございます。ただいまの説明について、御質問、御意見を願います。

よろしいですか。

特に修正等の御意見がないようですので、原案のとおり決定したいと思います、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

事務局においては、所要の進めを進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りします。

本議題の資料、議事録及び議事概要については、公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。次の議題は、監督関係者以外の方は退席願います。

(監督関係者以外退席)

○手塚委員長 議題2「監視・監督について」、事務局から説明をお願いいたします。

(内容について非公表)

本日の議題は以上です。

それでは、本日の会議は閉会といたします。ありがとうございました。